

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に入社し、予算管理等の業務に従事していた。

請求人によると、長時間にわたって労働に従事することを余儀なくされ、まもなく胸の痛みや寝付きが悪くなり、次第に頭痛や発熱、倦怠感、不眠、気分障害も現れるようになったとしている。

請求人は、長時間労働に従事する従業員に対する産業医の面接指導を受けた際、精神科への受診を勧められたため、平成〇年〇月〇日Cクリニックに受診したところ「うつ病」と診断され、さらに同年〇月〇日D病院に受診し「適応障害」と診断された。

請求人は、上記精神障害は長時間労働とそれによる過度のストレスが原因で発病したものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものであると認め、療養補償給付を支給する旨の処分をするとともに、給付基礎日額を〇円として休業補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、同処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請

求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、休業補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算定した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月頃に体調が悪化した経緯を記述し、同時期の症状は、不規則な生活に起因する体調不良に過ぎず、精神障害の兆候はなかった旨を主張している。しかし、当初に請求人を診断したE医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、発病時期を平成〇年〇月頃とし、その理由として、「同時期より、頭痛、歯痛、不眠などのうつ病にみられる身体症状が出現したため」と記している。

請求人らは、同記述について、E医師の誤記ないし勘違いであると主張するが、請求人自身も、平成〇年〇月〇日の電話聴取書において、「前回の面談では精神障害について自覚したのは〇月〇日と申しましたが、疲労感や倦怠感といった症状は〇月頃から感じていました。」と述べていることに鑑みると、精神障害の症状は同時期に発現していたとみるのが相当である。

なお、請求人らは、請求人の産業医との面談記録をもとに、発病時期は同年〇月頃とされるべき旨主張するが、精神障害については、必ずしも請求人自身が同疾病の発病を認識することを要するものではなく、種々の状況から診断項目に該当すると合理的に推定される場合には発病したものとみることが相当であり、請求人の場合には、平成〇年〇月頃より体調不良の症状が現れ、〇月頃には精神障害の前駆的な症状が発生し、疲労感や倦怠感といったうつ病の症状

が顕在化したものとみるのが妥当であり、請求人らの主張は採用できない。

したがって、請求人が発病した「うつ病」の発病時期については、平成〇年〇月頃と判断されるものである。

(2) 以上のことから、監督署長が、請求人の精神障害の発病日（平成〇年〇月頃）を平均賃金の算定すべき事由が発生した日として平均賃金及び給付基礎日額を算定したことは妥当であると認められる。

3 以上のとおりであるので、請求人の給付基礎日額を〇円と算定して、休業補償給付を支給した監督署長の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。